

令和4年9月1日

市内居宅介護支援事業所 各位

(※本メールは全宛先 BCC にて送付しております)

お世話になっております。

各務原市介護保険課の永田と申します。

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、特定事業所集中減算の判定期間前期分（令和4年3月1日～令和4年8月末日）において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が80%を（正当な理由なく）超えた場合については、減算が適用されます。

二算定の結果80%を超えた場合については、減算の適用に関わらず、令和4年9月15日（木）17：15 までに市へ書類の提出をお願い致します（期限厳守 メール可）。

（郵送で提出の場合は、9月15日（木）【必着】）

二80%を超えなかった場合、書類の提出は不要ですが、各事業所において当該書類を5年間保存するようにしてください。

（運営指導等で確認することとなります。）

二なお、減算の適用がなし⇒あり 又は 減算の適用があり⇒なし

になる場合は、介護給付費算定にかかる届出書も同時にご提出ください。

(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009140/1010609.html>)

二特定事業所集中減算の減算を受ける場合は、特定事業所加算が算定できませんのでご注意下さい。

二詳細については、各務原市のホームページをご確認ください。

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算について

(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009>)

[129.html](#))

以上、よろしくお願いたします。



| 各務原市役所 健康福祉部

| 介護保険課 施設指導係

| 永田 浩樹 (ナガタ ヒロキ)

| 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所 2 階

| TEL : 058-383-2067 (直通)

| TEL : 058-383-1111 (代表)

| FAX : 058-383-6365

| Email : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

